

◇この議事速報は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。

◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。

◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

中井委員長 この際、馳浩君から関連質疑の申し出があります。石破君の持ち時間の範囲内でこれを許します。馳浩君。

馳委員 おはようございます。自由民主党の馳浩です。

午前中は最後の質問者となりますので、よろしくお願いいたします。

実は、石破委員が本来この後質問する予定であった問題、会期延長の問題についてから入りたいと存じますが、総理、かねて修正協議を求めておられました社会保障と税の一体改革関連七法案であります。実は今、同じ時間帯に別館で中央公聴会が行われております。私は、その委員会のメンバーではあります。予算委員会のメンバーでもあり、きょうは予算委員会でテレビ入りの集中審議ということで、こちらにやってまいりました。午後はまた別館の方に参りまして、子ども・子育て

て新システムについての中央公聴会の公述人に対して御意見を賜りたいというふうに思っております。

連日、総理がテレビに出て質問にお答えになる。あしたは参議院ですね。三日連続というのは異例じゃないですか。つまり、修正協議をお求めになられました。国会用語で言えば、これは合意が前提なんです。その認識で総理も間違いありません。

野田内閣総理大臣 待ったなしの課題であって、先ほど石破委員からもお話がございましたが、まさに国民のためのそういう決断をしなければいけないときだと思えます。当然のことながら、お互いの党の立場、考え方はありますし、それぞれまとめたものは最善であるという考え方は持っていると思えますが、国民のためにどうやって成案を得ることができるかということも国民の皆さんはまさに注視していると思えます。まさに決める政治を実現するために修正の合意を目指すということは当然のことだと思っております。

馳委員 合意を前提に先週の金曜日から続いておりますが、政治生命をかける、待ったなしでやる、不退転でやる、乾坤一てきという言葉もございましたが、今国会中という言葉は何度も出ておりますが、今国会中に成案を得るといってお言葉に間違いはございません。

野田内閣総理大臣 今国会中に成立を期していきなさいというふうに思っております。

馳委員 国会で、今国会中ということ、衆議院だけではありません、参議院でも成立をする

ということを意味いたしておりますが、参議院でも成立をする。今国会で成立を期すと今おっしゃいましたが、参議院でも成立を期すという言葉と同じ意味を持っているということによろしいですね。

野田内閣総理大臣 修正協議が調い、合意をし、そして衆議院で多数をもつて通過をさせていただき、成立というのは、参議院も含めて採決で御賛同いただくと、多数決でまさに可決される、それが成立だということに思っております。

馳委員 実は、一連の今国会という発言の中で、ここまで明確に参議院でも成立を期すというふうにおっしゃったことは余り私も聞いたことがありませんでしたので、改めて申し上げます。

会期の延長をまだ申し入れをいたしておりません。岸田国対委員長、我が党の委員長からも、どうしたんだろうなど。国会対策委員長をお務めになられたのは、野田総理、安住財務大臣、また参議院で羽田雄一郎国土交通大臣も国対委員長をお務めになりました。私はもう十三年間国会対策をやっておりますので、大体わかっております。会期末の十日前には、与党の方から、これこれこういう事情で会期の延長をお願いしたいと申し入れをするのが慣例になっているんですね。きょうの今の段階で、国会の会期延長の申し入れはございません。

言いますよ。報道もされておりますし、よく御存じの選挙制度改革、いわゆる一票の格差解消についてとか、公債特例法案、きょうも話題になっておりました、私も応援しております。ハグ条約

の問題、またイランのタンカー賠償契約の問題もございませぬ。マイナンバーの法案もありますし、安住大臣が非常に頑張っておられます年金交付国債の問題もございませぬ。全部手つかず。原子力規制庁の問題もそうですよね。あと十日間で、スーパーマンでもない限り、マジックでも起きない限り成立させませぬよ。

会期の延長を申し入れてくださいよと野党が言うのもおかしいんですけども、総理がそこまで政治生命をかけるとおっしゃっているから、私から申し上げたいと思います。会期の延長を申し入れてくださいよ。理由は今申し上げたとおりですよ。何で申し入れしないんですか。いかがでしょうか。

野田内閣総理大臣 一体改革だけではなく、今御指摘いただいたようなさまざまな重要な法案もあります。規制庁どうなるかとか、いろいろあります。見通しが立ちつつあるものと、まだ衆参をにらむとかなか厳しいもの等々の、やはり精査は必要だと思います。

私も国対委員長を二回やりましたけれども、十日前に与党から延長のお話が来るといふ慣例のよくなものは、私はなかったと思います。なるべく早く……（発言する者あり）別にぬるい話じゃ全くありません。それぞれの見通しをよく精査するということが大事であって、今は、それぞれの法案のベストを尽くすこと、その段階ではないかと思えます。

馳委員 私は、慣例は慣例で大体そういうものなのであって、十日以上前か一週間前かというこ

とはございませぬが、大体、与党が責任を持って、国家のために、国民のために必要な法案を通さなければいけないというときに、衆議院での審議、参議院での審議、定例日がございませぬ。委員会運営を言えば、お経読みがあつて、質疑があつて、採決があつてという手順があれば、物理的にどう考えても、先ほど私が申し上げたような、特に、安住さん、公債特例法案が通らなかつたらどうなるんですか。去年は、八月九日に岡田さんがめどをつけれました。何とか九月まではという話も財務省からございませぬ。同じことをこしも繰り返すことはいけないと思ひますよ。

だから、私は野党ですが、元与党にいた国会対策を長くやっている人間としても、真摯に、やはり成立に向けて協力をし合うために、延長して頑張ろうじゃないかという申し入れをしてくださいよ。今の段階でまだないんですよ。延長の申し入れをしてください。でないと、参議院での成立を期すと総理は先ほどおっしゃいましたが、参議院での成立はできませんよ、社会保障と税の一体改革の関連七法案ですら。

総理、延長の申し入れをしてください。

藤村国務大臣 延長のことは国会で相談をいただくということ、国対委員長と相談をさせていただきたいと思ひます。

馳委員 民主党の代表でありますし、ただ、総理という立場がございませぬから、ここで言えないのは私もわかっています。総理の今の表情には、早く延長してほしいな、早く申し入れをしてくださいな、輿石さん何やっているんだろつな、城

鳥さんと岸田さん、今ごろ話をしてくれているかなという、不安がよぎっておられます。

官房長官、今ほど御答弁なさいましたように、修正協議、これは合意が前提なんです。これも踏まえて国会で十分審議をし、結論を得て実行する政治をするために、私はあえて実務的なことを今申し上げたわけでありませぬ。御理解ください。

では、きょう本来の生活保護の問題について、今からちよつと事実確認と、また質問もさせていただきます。

では、パネルを準備いたします。きょうは、テレビ中継とはいえNHKでありますので、民放のワイドショーがやるような個人名やそういうことを私は言ひませぬ。何でこうなつたのかな、そして、ではどうしたらいいのかな、ここを、特に小宮山大臣とちよつと詰めた議論をさせていただきます。

いわゆる関西の有名なプロダクションの芸人さんが、お母さんが生活保護を昨年から受けておられたんだそうです。先月、記者会見までされて、おわびというか事情説明をなさいました。その瞬間から、私はあれつと思つたんです。いろいろ調査をしたのが、このマンションの写真です。

ごらん位だいている左側の方、この左側のマンションの五階にお母さんはお住まいです。同じマンションは幾つもある、実は、隣のマンションにはその芸人さんのお兄さんがお住まいなんです。いわゆる扶養義務を果たすお兄さんがお隣のマンションにお住まいなんです。

私もいいかげんなことを国会でしゃべつちやい

かぬなと思って、不動産登記情報というのも取り寄せて、確認をいたしました。平成十四年に芸人さんはマンションを千五百万のローンでお買いになった。偉いですね、お母さんのために。このローンは、最初のローンはもうお返しになっているようでありますが、その三年後、お兄さんが隣のマンションを、これもちゃんと住宅ローンでお買いになっているんです。こちらの方、右側のマンションの十六階ですよ。それはそれで事実なんですよ。扶養義務を果たす方がお隣にお住まいであります。何とこの方、御長男は自衛官だそうですね。

なぜ私がここまで言ってしまうかというところ、家族そろってテレビに御出演なさっているんですよ、ことしの三月に。そして、かつては、このお母さん、今生活保護を受けておられるお母さんは、「おかんの塩こんぶ」という商品を発売していたんですよ。販売をされる。広告塔にまで御本人がなっておられたので、いわば、息子さん芸人さんであるおかん、「おかんの塩こんぶ」ということで、一般的にも知名度の高い方であり、そして今このマンションにお住まいであり、隣には扶養義務者であるお兄さんもお住まいであるということ、この不動産登記情報で確認をできました。

また、マンションをお母さんのために買ってあげた息子さん、芸人さんは、ローンの借りがえをして、最初は十万円、三十五年間、これを四年前に借りがえをして四十万円、十年間かな、借りがえをして、早く、芸人さんですから、人気のあるうちに、収入のあるうちにちゃんとお返ししまし

ようということ、頑張っておられるそうですが、ここまでが事実です。

さあ、私が最初に感じた、あれっと思ったことを申し上げたいと思います。

昨年、生活保護の申請をし認定をされたときに、この事情を踏まえて認定されたのかどうか。そしてもう一つ、生活保護法に基づいて、これは違法ですか、違法ではないんですか。もう一度言いますよ、小宮山大臣。こういう状況で生活保護費を受給しておられるんです。違法ですか、違法ではありませんか。この二つ、お願いしたいと思いません。

小宮山国務大臣 厚生労働省としては、福祉事務所にお問い合わせがあった個別のケースについては詳しく把握をしていないので、具体的なコメントは控えたいと思います。

ただ、生活保護というのは、当然、利用できる資産ですとか能力、そのほかいろいろなものを活用することが前提ですので、例えば、保護を受給することを目的として意図的にその資産や収入を減少させた上で生活保護の支給を受けるということとは認められないというふうに考えます。

馳委員 いや、こんなのが許されるんだつたらば、私も息子名義のマンションに住んで生活保護をもらっちゃおうかなと、今、福祉事務所に問い合わせがいっぱいあるんだそうですね。これは困ったなと思って、私はあえて、きょう、ちよっと品が悪いですけども、こんなマンションの写真を事務所関係者にお願ひして撮ってきてもらい、実は不動産登記情報も仕入れて、事実だったから、

これはまずいなと思ってますよ。

小宮山大臣、今、お母さんは受給をしておられます。違法ですか、違法ではありませんか。もちろん、五月にもうとめられましたけれども、それは違法だったんですか、違法ではないんですか。

小宮山国務大臣 それは、今のマンションの写真なども含めて見れば、国民の方々もこれはおかしいじゃないかと思われるのは当然だと思います。ただ、生活保護法の場合、やはり家族との人間関係とか、このケースがというんじやありませんが、例えばDVがあつたりとか、いろいろ見られない状況などもあるために、その場合に、その方がそういう親族がいるからということを受けないことよって、一時いろいろなところであつた孤立死とかがあつてはならないので、そのところはしっかりと精査をしなければいけないと考えています。

ただ、明らかにこれは資産があるだろうと思われても、今、そのところがきちんとか対応できていない部分もありますので、これは、家庭裁判所に対する調停の申し立てを積極的に活用するために、マニュアルとかモデルケースを厚生労働省から自治体に対して示すことよって扶養義務の履行につなげるとか、あるいは、今、生活保護の法律の見直しをする中で、ここは明らかに資産があるだろうと思われる場合にですけども、その人の方に扶養ができないという立証責任を課すような法改正ができないかということも今検討しているところでございます。

馳委員 いろいろ申されましたが、委員長、違

法じゃないんですよ。違法じゃないんですよ、今のところ。受け取っておられたのは違法ではないんですよ。

つまり、お母さん名義のマンションではないんですよ。息子のマンションに住んでおられるんですよ。息子さんはローンが、かつて十万だったけれども、今、四十万、大変だ。扶養義務者としていかなかな。では、隣にお兄ちゃんに住んでるやん。御長男は海上自衛隊の自衛官じゃないですか。ましてや、ことしの三月と一緒に家族そろってテレビに出ておられたんですよ。でも、違法ではないんですよ。そこが何なのかなというところが、やはりこれは、生活保護という制度に対して一般国民の皆さんがこれでもいいのかなとクエスチョンマークを持っているところの入り口を私は申し上げているんですね。

何度も言います。これは違法ではないんです、今。あえて具体的なことを言うと、ローンがあったら、大体残り三百万で、あと五年でローンが返し終わる、大体二万八千円ぐらいまでのローンだったら生活保護も大丈夫なだけども、それ以上はだめだよ、こういうふうな基準は、一応、内々的にはあるんだそうです。私も調べました。でも、どう考えても、これは抜け道なのかな、そういうふうには思わざるを得ないんです。家庭裁判所の調停の話をお聞きしましたので、では、お伺いします。

昨年、生活保護法第七十七条の二項に基づいて家庭裁判所の調停は何件ございましたか。  
小宮山国務大臣 今委員が御指摘の生活保護法

第七十七条第二項の規定に基づく家庭裁判所への申し立ての件数につきましては、最高裁判所に確認をしたところ、把握している限りでは、昨年度はゼロ、制度創設以降二十四件という、制度創設以降も非常に少ないということがございます。

馳委員 さあ、ここからが、もう十年間、児童虐待防止法の改正などで、議員として、政治家同士として制度論をやりとりしてきた、小宮山さんと言った方がいいかもしれませんが、私との間の政治家としての議論を進めたいと思います。

児童虐待防止法の問題は、もともとは児童福祉法の横出し、上乘せの法案だったんです。ただ、それでは、余りにも事案が凶悪で、信じられないような事件、事故が相次いだので、議員立法をやったんです。そのときに、たまたま私は自由民主党の代表者であり、小宮山さんは民主党の、当時野党でありましたけれども、対応をされて、小宮山さんの提案したことはほとんど法律として、また民法改正にまで至ったという経緯をまず申し上げた上で、小宮山大臣、個人の問題、プライバシー、家庭の問題、家族の問題に、どこまで行政が福祉事務所が介入すべきなのかどうか。

まず、この理念的な問題について、きょうの生活保護の一事例ではありますが、国民のクエスチョンマークに対してお答えいただきたいと思えます。

小宮山国務大臣 児童虐待の議員立法の経緯も御説明をいたしまして、ありがとうございます。本当に必要な法案については、議員同士が立法していくということも必要だと思えます。

生活保護についても、本当に必要な方にはしっかりと受け取ってもらおうということをまず押さえたいというところが大事だと思うんですけども、その上で、やはり国民の皆様の信頼を受けるということからしても、今の仕組みの中で足りないケースの部分については、今、資産などについても銀行の本店で一括してできるようにするとか、さまざまな工夫をしていますけれども、まだそれについて足りないところについては、ぜひお知恵もいただきながら、今、審議会の方でもいろいろないれば年金と生活保護の水準の問題とか、最低賃金も含めてどうすると、今までは、制度ごとに目的が違いますから違って当然ですという答弁を私もしましたけれども、それではまずいということ、今そういう研究会も立ち上げてやっていますので、いろいろな面で、先日世耕委員からの御指摘を総理も受けとめるというふうに言われましたので、ぜひ御意見も伺いながら、適切な対応ができるように努力をしたいと思えます。

馳委員 小宮山大臣、私、この間も委員会質問でちよつと申し上げたじゃないですか。もう長い付き合いだから言いますけれども、必ずすぐ最初に結論からおっしゃるんです。そうじゃなくて、私がきょう言っているのは議論を積み重ねましょうということ、まず生活保護の申請が上がってくる、当然それに対する審査がある、最終的にはそれを認定して受給を決定するという三つの段階があるというのは、どう考えても当たり前ですよ。これを担当しているのはケースワーカーさんですよ。ケースワーカーさんが、受給者がふえて

いる現状において、大変な負担を抱えておられるんですよ。

とするならば、大臣おっしゃったように、必要方には必要な受給をしなければいけませんので、だから、ここを何とか工夫できないかなというところで私がきょう申し上げたいのは、民生委員さんなんですよ。

全国の自治体の実例も含めて、生活保護の申請や審査、受給決定、決定した後の、もうこれで十分、大丈夫ですよ、いわゆる相談、見守り、こういうことも含めて民生委員さんがかかわっている事例はあるんじゃないんですか。あるんですよ。大臣、例えばどこでしょう。どういふうなかわかり方をしておられますか。ちょっと教えてください。

小宮山国務大臣 例えば札幌市では、生活保護の申請時に民生委員の意見書の記載を依頼したり、民生委員の協議会にケースワーカーが参加して意見交換をしたりしているということで、民生委員さんが積極的に関与している例は自治体であるというふうに承知をしていますので、そうした活用ももっと図っていく必要があると思います。

馳委員 ちよつとまた児童虐待のときの話に戻りますが、あのときには、通報があつたら安全確認しなきゃだめだね、最初は努力義務だったのを強く小宮山さんがおっしゃるから義務にしたじやないですか。さらには、立入調査もできるよにしましょうね、立入調査違反には罰則もかけましようねとなりました。

さらに、施設に保護されている子供に対するス

トーカー行為、つきまとい行為は罰則にしましうねということもやりましたよね。さらにさらに我が国の法律で初めて親責任という概念を児童虐待防止法の第六条に書き込んだことにも小宮山さんは随分と努力をなさいました。

そして、いよいよということ、これはどうしようもないということ、臨検制度まで入れましたよね。憲法で言うところの住居不可侵、いやいや子供を守るためには壁をぶち破つても入るんだ、福祉事務所の職員だけでは大変だから警察官の援助、同行も入れましょうね。最終的には昨年の法改正で成りましたけれども、親権の一時制限、私は一部制限も入れたかたんですが、まずは、最長二年間ではありますけれども親権の一時停止措置も入れました。

これは、全部議員同士で話し合い、現場の声を聞いた上で、専門家の話も聞いた上で練り上げて、全会一致で決定した法案であり、措置であります。この生活保護の問題も、抜けどがあつたり、ずるしたりするよう人がもしかしたらいるんじゃないのかなと、みんな疑って見ているんですよ。だから、まずは、この民生委員さんの取り組みに対して、またその民生委員さんの労に報いるためにも、ケースワーカーさんを支えてあげるための対応を、やはりこれはもう決定して、実行していく段階じゃないでしょうか。

大臣、いかがでしょうか。

小宮山国務大臣 ケースワーカーの方に、先ほども申し上げたように、もっと協力をしてもらおう仕組みをつくるということは私も必要だと思いま

す。

このため、厚生労働省でも、福祉事務所と民生委員の連携が図られるように、例えば、福祉事務所が必要に応じて民生委員に申請書に関する情報提供を求めて調査を行うことですか、民生委員などの関係機関との連絡会議を福祉事務所が開催することなどについて、地方自治体に通知をしています。こういうような民生委員さんとの連携も通じまして、きめ細かなやり方をする事で国民の皆さんの信頼を得ること、これは必要だと思えます。

ただ、前段のお話の、児童虐待防止法の議員立法のときは、子供の命を何としても救いたいということ、あらゆる、公権力も強制的に入ることも含めて、プライバシーの城であるチェーンカットをするかどうかということも二回の法改正にまががたつてやりました。ただ、この生活保護の問題というのは、生活保護を受けなければ命にかかわるかもしれない人を救わなければいけないという、何か、人の命ということからいうと虐待と逆のケースということもある、そのところが、全く同じという形で論じることはできないのではないかと私は思いますので、その点だけは御理解をいただければと思います。

ただ、国民に信頼を受けなければ、今、二百九万人も、そして多くのお金を使っていることなので、なるべく信頼をいただけるように、御指摘の最初のケースのような、明らかに皆さんがおかしいと思うケースをどうやったらチェックできるかということ、冒頭申し上げたような、結論が先

で申しわけありませんけれども、時間があるかと思つて必要なことを先に申し上げましたが、そういうこともしています。

そうした中で、どうやったらいいかということ、病気の方や高齢な方や、最近では精神を病んでいらっしゃる方も大変受給者には多いということにも配慮をしながら、どうしたら信頼できる制度に生活保護ができるかということは、ぜひお知恵も拝借したいというふうに思います。

馳委員 総理、昨年度で三兆七千億円でした。今後、二〇三五年ですか、あと十五年後、そのぐらいかな、どうも五兆二千億円ぐらいにまで今の状況だと膨らむぞという試算まで実は出てきておりまして、これはある部分、財政再建と、また国民としてのモラルという部分と、あるいは家族観、扶養義務というのは生活保護法第四条に規定されておりまして、最優先で、生活保護より前に扶養義務を果たさないよというふうになっておりません。第七十七条で、費用負担ができる場合にはちゃんと返還しないよというふうに、仕組みはちゃんとなつているんですよ。だけれども、現状、先ほど申し上げたような実態なんですよ。

将来の財政再建という観点も含めながら、国民としての意識、モラルの問題ということも考えながら、総理、生活保護の、きょうはちょっと実務的な話ばかりでしたが、総理としてもぜひ、この問題は、国民としてやはり皆さん関心を持ち、問題点が多く、必要な人に本当に行き渡るようにしなければいけませんよというメッセージを出していたいただきたいんですが、いかがですか。

野田内閣総理大臣 私は、真に困窮している人のために生活保護というのはあるんだらうと思えます。そういう制度自体はやはり必要だと思えます。

ただ、先ほど馳委員が御指摘をいただいた事例は、たまたま有名な方の御家族の流れであるからいろいろなことがわかつてまいりましたけれども、そういうことが氷山の一角なのか、そうじゃないのか、あるいは、こういう事例が逆に次々と明らかになるにつれて、抜け道を利用しようとする動きがあるのかどうか、そういうこともよく注意しなければいけないだろうというふうに思いました。

基本は、生活保護の裏づけとなつていては国民の税金です。国民の税金によって賄つていてということでありまして、真に困窮している人のためには必要な事業だと思えますが、そういうことに何となくつけ込む動きがあるならば、やはり不正受給対策等々、しっかりとやらなければいけないし、何よりもやはり就労自立支援等々、これもやらなければいけないし、今話題になつていて医療扶助の適正化、こういう問題の、生活保護全般の見直しをやらなければいけない。それから、生活保護とあわせて、生活困窮者対策をどうするかという議論も深めていかなければいけないということ、先ほど来の御議論を聞いていて強く感じました次第であります。

馳委員 総理からもちょっと言及いただきましたが、松原国家公安委員長、いわゆると私は言います、いわゆる生活保護ビジネス、もしかしたら暴力団の資金源になつているんじゃないのかな、

こういう疑念があるんですよ。

国家公安委員長として、警察として把握している生活保護にかかわる不正問題について、どこまで把握をしていて、そして摘発をしているのか、このことについての報告をいただきたいと思えます。

松原国務大臣 生活保護費の不正受給が暴力団の資金源とならないよう、警察においては、暴力団員による不正受給の取り締まりを徹底するとともに、関係機関と連携しつつ、生活保護からの暴力団排除対策を推進しております。

こうした積極的な取り締まりの結果、各都道府県警察の暴力団対策部門においては、昨年、合計三十六件、被害総額約五千九百万円に上る生活保護費の不正受給等事件を検挙したほか、関係機関との連携の結果、暴力団による生活保護が合計五百七十六件排除されたものと承知をいたしております。

暴力団による生活保護費の不正受給を防止することは、暴力団対策上有益であることから、引き続き、違法行為の取り締まりと暴力団排除を徹底するよう、警察庁を督励してまいる所存であります。

以上であります。

馳委員 最後で申しわけありません。

松原大臣、警察庁としてということ、多分よつほどの悪質な事案であると思うんですが、日常対応しておられるケースワーカーあるいは福祉事務所の方々は、ある意味でいえば一般人の方です。今後とも、地元警察は、福祉事務所とも連携をと

りながら、情報の共有をしながら、こういったことに対処いただきたいと思います。松原大臣、いかがでしょうか。

松原国務大臣 委員の御趣旨も含めて、今回、今申し上げましたが、これは全体の不正受給の明らかになっているものの過半数が暴力団にかかわるものでありますので、そういったことを含め、委員のおっしゃったことも含めて進めていきたい、このように思っております。

馳委員 終わります。どうもありがとうございます。

中井委員長 午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時一分休憩